

## スポーツ審議会健康スポーツ部会運営規則の改正について

### 1. 改正の趣旨

- 「スポーツ審議会健康スポーツ部会運営規則」では、会議の公開や傍聴、会議資料の公開など、部会の運営に関する必要な事項を定めている。
- 令和2年8月5日に開催されたスポーツ審議会（第22回）において、Web会議サービス（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう）を利用して審議会の会議が実施できるよう、「スポーツ審議会運営規則」及び「スポーツ審議会の会議の公開に関する規則」が改正された。（参考資料1-1、1-2参照）
- 健康スポーツ部会においても、Web会議サービスを利用した会議が実施できるよう、「スポーツ審議会健康スポーツ部会運営規則」を改正する。

### 2. 改正の概要

- Web会議サービスを利用して審議会の会議を行うことについて「スポーツ審議会運営規則」及び「スポーツ審議会の会議の公開に関する規則」にて定めていることから、「スポーツ審議会健康スポーツ部会運営規則」においても準用する。
- 具体的には以下の改正を行う。
  - ①第一条において、スポーツ審議会健康スポーツ部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項について、「スポーツ審議会の会議の公開に関する規則」によることができるように文言を追加。
  - ②第二条（会議の公開）から第五条（議事録の公開）は、「スポーツ審議会の会議の公開に関する規則」に定めがあることから、第一条の変更に伴い、削除。

## スポーツ審議会健康スポーツ部会運営規則（改正案）

（平成二十九年九月二十日 スポーツ審議会健康スポーツ部会決定）

令和 年 月 日一部改正

スポーツ審議会運営規則（平成二十七年十二月二十四日スポーツ審議会決定）

第三条第五項の規定に基づき、スポーツ審議会健康スポーツ部会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 スポーツ審議会健康スポーツ部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、スポーツ審議会令（平成二十七年政令第三百二十九号）及びスポーツ審議会運営規則、~~スポーツ審議会の会議の公開に関する規則~~に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

~~（会議の公開）~~

~~第二条 部会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。~~

~~一 部会長の選任その他人事に関する事項を議決する場合~~

~~二 前号に掲げる場合のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合~~

~~（会議の傍聴）~~

~~第三条 部会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、スポーツ庁健康スポーツ課（以下この条において「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、部会の会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として当該各号に掲げる人数とする。~~

~~一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者 一社につき一人~~

~~二 前号に掲げる者以外の者 原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数~~

~~2 前項の登録を受けた者（以下この条において「登録傍聴人」という。）は、部会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。~~

~~3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。~~

~~4 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。~~

~~5 部会長は、登録傍聴人が、第二項の規定による許可を受けず、若しくは第三項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適當~~

~~な措置をとることができる。~~

~~——(会議資料の公開)——~~

~~第四条 部会長は、部会の会議において配付した資料を公開しなければならない。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。~~

~~——(議事録の公開)——~~

~~第五条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。~~

~~2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、部会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。~~

(雑則)

~~第二六条~~ この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（平成二十九年九月二十日）から施行する。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和 年 月 日）から施行する。